

補助金等調査表（チェックシート）

所属 商工観光課

（１）補助金の内容

名 称	浦安市高齢者及び障がい者雇用促進奨励金		
交 付 開 始 年 度	平成7年度	終了予定年度	
交 付 先	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住している60歳以上の高齢者又は障がい者を雇用した事業者 ・市内に居住するがん患者を新規に雇用した事業者 		
交付の目的・必要性	高齢者及び障がい者の雇用の機会の増大及びがん患者が安心して就労することができる職場環境の実現を目的とする。		
対象事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び障がい者雇用促進奨励金 ア 高齢者（60歳以上）：月額20,000円 イ 1～2級の身体および精神障がい者または重度の知的障がい者（障がい者A）：月額25,000円 ウ 3～6級の身体障がい者、3級の精神障がい者、中・軽度の知的障がい者（障がい者B）：月額20,000円 ※交付期間は対象者を雇用した日の属する月の翌月から1年間 ・がん患者就業支援奨励金 1人につき500,000円 		
形 態	<input checked="" type="checkbox"/> 事業補助 <input type="checkbox"/> 運営補助 <input type="checkbox"/> 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは <input type="checkbox"/> 事業補助 <input type="checkbox"/> 運営補助		
直近の見直し状況	見直した時期	平成30年度	
	内 容	市内に在住するがん患者を新規に雇用する事業主に対して、就業支援奨励金を交付する「浦安市がん患者就業支援奨励金交付規則」を平成31年1月より施行。	
交 付 申 請	受領書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> その他（交付申請書、雇用契約書、タイムカード・出勤簿、障がい者手帳、公共職業安定所の紹介書、労働協約・就業規則など）	
	確認内容	申請者に関する情報、対象者の区分、雇用条件、補助対象期間、勤務状況、障がい種類や等級の確認など	
実 績 報 告	受領書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input checked="" type="checkbox"/> その他（タイムカード・出勤簿、労働協約・就業規則など）	
	確認内容	交付申請の段階で補助対象としての適性を審査している。	

(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

		評価	評価の理由・具体的な根拠指標
公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	特定の個人又は集団に利益をもたらす	当事業を実施することにより、定年退職後の再雇用の定着や障がい者の法定雇用率の引き上げへの対応などの効果が期待できるほか、がん患者が安心して就労することができる職場環境の実現するものとする。
	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	ほとんど合っている	昨今は定年退職後の再雇用の定着や障がい者の法定雇用率の引き上げ及び、がん患者が安心して就労する機会の創出など、高齢者や障がい者、がん患者の雇用を取り巻く状況も変化しており、当事業の必要性が高まるものとする。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	市が就労を希望する高齢者・障がい者・がん患者に職業紹介を行うなど、他の形で支援を行うことは困難である。一方、市内在住の高齢者・障がい者・がん患者には、就労に関するニーズが存在することから、補助金という形で支援することに妥当性があるものとする。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入
		できる	各事業者が独自に募集・雇用をすることができるものの、補助金がなくなることで、市民の雇用が低下することが懸念されるため、補助を継続して行うことの意義は大きいものとする。
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		やや高い	労働力人口の減少や社会参加の促進など、高齢者、障がい者やがん患者がともに就業促進される状況となっており、収入確保の面から当事者のニーズも高い。
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		即している	上記の市民ニーズは、就労の確保によって満たされるものであることから、雇用を誘導する形式の本補助金については、ニーズに即しているものと考えられる。
補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。	
	できる	市内在住で求職中の高齢者や障がい者、がん患者について、その雇用を促進する点で効果があるものとする。	
補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。	
	未設定	新たな対象者が見込まれ続けることから、補助制度全体の補助期限を設定することは困難である。	
補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。	
	はい	補助金額の積算根拠については、根拠とする「浦安市高齢者及び障がい者雇用促進奨励金交付規則」及び「浦安市がん患者就業支援奨励金交付規則」で定められている。	

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	高齢者・障がい者やがん患者の雇用機会の拡充については、本市の総合計画にも位置づけられており、施策と合致していると考えます。
	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		いいえ	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金がその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		いいえ	
		「いいえ」の場合、補助金がその事業者だけに交付される合理的理由を記入。 規則で交付対象条件が定められている。このことから、条件に該当する事業者のみに補助金を交付している。	
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
	未設定	人材の募集と雇用という面では、補助対象の事業者もすでにコストを負担しており、追加のコスト負担を設定することは難しい。 人材募集という性質上、今後も状況が変わるものとは考えづらい。	
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		申請者数	
		評価	評価理由
	多少の効果 を上げている	対象者を雇用したことにより申請されることから、その数によって事業の評価ができるものとする。	
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
	はい	市内在住の高齢者・障がい者やがん患者の雇用に奨励金を設けるといった事業の性質上、委託等の手法による実施は難しい。	
国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乗せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。	
	ある	本市独自の制度を設けることで、他自治体の住民ではなく、本市の市民の優先的な採用を確保することができるものとする。	
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていけない理由を記入。
		いいえ	市内在住の高齢者・障がい者やがん患者を雇用したことに対して奨励金を交付する補助金であり、明確な対象経費が存在しない。
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
		対象としていない	

(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

雇用促進に関する補助制度については、市川市でも実施している。
 相違点としては、申し込み補助対象について、高齢者に対する補助がない代わりに、ひとり親家庭の雇用に対する補助を行っている。

(4) 補助金の課題

- ・浦安市がん患者就業支援奨励金については、令和元年度～3年度において交付実績がないため、一層の制度周知に努めていく。
- ・高齢者及び障がい者雇用促進奨励金については、認知症の方も障がい者手帳を取得すれば交付対象となるため、若年性認知症の方などの雇用促進を図るため、事業者に対して制度の周知に努めていく。

(5) 所属長の総合評価

高齢者及び障がい者の雇用促進の観点から引き続き継続して交付していきたいと考える。

(6) 補助金の今後の方向性

<input type="checkbox"/> 現行のまま継続
<input checked="" type="checkbox"/> 見直しをしたうえで継続
<input type="checkbox"/> 廃止
<input type="checkbox"/> その他

その他の内容

現行継続の理由	
---------	--

見直しの時期	令和5年度
見直しの内容	補助基準や補助限度額の見直しの検討をしていく。

廃止の時期	
廃止の理由	